

平成30年度 国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画(最終報告)

| 推進計画 | 取組状況(最終報告) | 取組状況の評価・効果 |
|--|--|--|
| <p>平成30年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画</p> <p>1. 職員等へのコンプライアンス等意識の向上のための取組【継続】</p> <p>(1) コンプライアンスに関わる講習会等の実施</p> <p>① 新規採用者・転入者に対する「ガイダンス」の実施</p> <p>新規採用者・転入者を対象に、国土技術政策総合研究所(以下、「国総研」という。)のコンプライアンスに関する取組を説明する。 また、説明資料をイントラに掲載し、未受講者が自習できる環境を整える。</p> | <p>・平成30年度新規採用者及び交流研究員、転入者ガイダンスを実施した。 (4月25日つくば62/79名、20日横須賀75/108名※) ガイダンス資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者含む受講対象者全員へ周知した。 (※横須賀は、職員・非常勤職員・交流研究員全員を対象に実施)</p> <p>・非常勤職員(新規採用者を含む)に所内ガイダンスを実施した。 (4月16日つくば26/27名、6月8日横須賀23/32名)</p> <p>・ガイダンス以降の年度途中転入者に対しては、ガイダンス資料をイントラに掲載し自習出来る環境を整え周知した。</p> <p>【担当:人事厚生課・企画課・管理課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 漏れなくコンプライアンスに関する取組を周知した。</p> <p>○ ガイダンスの受講によりコンプライアンスを強く意識し、理解を深めることができた。</p> <p>○ 説明資料をイントラに掲載し未受講者等への周知を行ったことで、コンプライアンスの認識を向上させることができた。</p> |
| <p>② 外部の専門家によるコンプライアンス講習会の実施</p> <p>職員等を対象に、外部専門家(公正取引委員会、弁護士等)によるコンプライアンス等に関する講習会(独禁法、官製談合防止法、コンプライアンス等)を実施する。</p> | <p>車通勤者が多いため飲酒運転等の重大な交通違反防止の観点から、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施した。</p> <p>つくば 1月25日43名 講師 茨城県つくば中央署 小松 貴之「茨城県内の交通事故状況他」</p> <p>横須賀 1月17日65名 講師 神奈川県浦賀警察署 池増 拓弥「神奈川県内の交通事故状況他」</p> <p>【担当:総務課・管理課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 飲酒運転、速度超過など違反行為に関する認識を高めることができた。</p> <p>○ 特に飲酒運転は重大な非違行為であり、本人及び組織に与えるダメージも大きいことを共通認識として、職員に意識付けることができた。</p> |
| <p>③ コンプライアンス・ミーティングの実施</p> <p>幹部会議等においてコンプライアンスに関する事例紹介を行い、各部・各課室が主体となり四半期に1回以上実施する。 また実施状況について四半期毎にとりまとめ、幹部会議等で報告する。</p> | <p>・幹部会議においてコンプライアンスに関する事例紹介を行うとともに、四半期毎の各所属の実施状況を報告した。</p> <p>・コンプライアンス・ミーティング実施状況(つくば・横須賀)</p> <p>第1四半期. No22「異動職員の連絡先」 実施部署64/64所属 第2四半期. No23「不当な働きかけに関する知識」 実施部署64/64所属 第3四半期. No24「飲酒運転の知識」 実施部署64/64所属 第4四半期. No25「発注事務に関する情報の適切な管理」 実施部署64/64所属</p> <p>事例については、全所属で実施した。</p> <p>【担当:総務課・管理課】</p> | <p>○ 計画どおりに実施することができた。</p> <p>○ 各所属でコンプライアンスに関する事例について意見交換し内容の解説(説明)を行うことで、知識や理解を深めるフォローアップができた。</p> |
| <p>④ 研究倫理に関する講習会の実施</p> <p>職員等を対象に、外部専門家による研究倫理等に関する講習会を実施する。</p> | <p>・外部講師を招いた研究倫理に関する講習会を実施した。(4月16日)(つくば72名、横須賀13名) 「研究活動における不正行為への対応に関する規程」の説明 「土木技術者の倫理問題」と題して外部講師による講演</p> <p>【担当:企画課・企画調整課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 講習会において「研究活動における不正行為への対応に関する規程」について、解説を行い、基本的な知識を習得できた。</p> |
| <p>(2) 発注者綱紀保持の周知徹底</p> <p>① 職員等を対象に、発注者綱紀保持(発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との対応ルール等)について、発注者綱紀保持事務担当者(総務課長、管理課長)を講師とし、コンプライアンス講習会を前期(つくばは2回)に実施する。</p> | <p>・発注者綱紀保持事務担当者を講師としたコンプライアンス講習会を実施した。 「国総研におけるコンプライアンスの取り組みについて」の説明 「公務員倫理研修DVD 破滅への道程」を放映 つくば 2月19日及び22日 34名 横須賀 2月20日 55名</p> | <p>○計画での実施時期は前期だが、風水害対応が多かったため年明けの実施となった。</p> <p>○ 発注者綱紀保持に関する基本的な知識を習得できた。</p> |
| <p>② 事業者等から不当な働きかけに該当すると思料される行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合の報告について周知するとともに、コンプライアンスに関する外部窓口について講習会等(所内広報誌等)により周知徹底する。</p> | <p>・平成30年度新規採用者及び交流研究員、転入者ガイダンスで周知した。 (4月25日つくば62/79名、20日横須賀75/108名※) 説明資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者含む受講対象者全員へ周知した。 (※横須賀は、職員・非常勤職員・交流研究員全員を対象に実施)</p> <p>・発注者綱紀保持事務担当者を講師とした、コンプライアンス講習会において周知した。</p> <p>【担当:総務課・管理課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 基本的な知識、対応方法が習得できた。</p> |

| 推進計画 | 取組状況(最終報告) | 取組状況の評価・効果 |
|---|--|---|
| <p>③ 発注者綱紀保持に関するe-ラーニングを実施し、正解率の低い設問については、講習会等で解説する等のフォローを行う。</p> | <p>・e-ラーニングを実施した。(3月 191/359名)</p> <p>・過去の結果で正解率の低かった設問については、2月の講習会でより詳しく解説を行った。</p> <p style="text-align: right;">【担当:総務課・管理課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 講習会等により、基本的な知識を習得できた。</p> |
| <p>(3) 国家公務員倫理の周知徹底</p> <p>国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規定の遵守については、国家公務員倫理週間の機会を通じて職員へ周知徹底する。</p> <p>① 国家公務員倫理週間において集中的な取組を実施する。</p> <p>ポスター掲示、倫理週間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、業者向けパンフレットの配布、「事例で学ぶ倫理法・倫理規定」DVDの放送、階層別(幹部、課長補佐級、一般)に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」の実施等を行う。</p> | <p>国家公務員倫理週間(12.1~12.7)において、ポスター掲示、倫理週間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、事業者向けパンフレットの配布、「事例で学ぶ倫理法・倫理規定」DVDの放送を実施した(つくば12月3日、7日、横須賀12月4日、6日)。また、現在階層別(幹部、課長補佐級、一般)に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」を実施した。</p> <p style="text-align: right;">【担当:人事厚生課・管理課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 具体的な事例による「自習研修」や「DVD放送」で学習、確認することでコンプライアンスに関して、より実践的な理解を深めることができた。</p> |
| <p>② 全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施する。</p> | <p>全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施した。(12月 238/359名)</p> <p>実施者及び未実施者へ回答・解説資料を配布して自己点検するよう指導した。</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 設問の正解率も高く、職員の理解度を高めることができています。</p> |
| <p>(4) コンプライアンス講習会等への参加状況の記録</p> <p>各職員等のコンプライアンス等への意識・取組状況を把握するため、(1)①、②及び(2)①への参加状況を記録・保存する。</p> | <p>講習会等(ガイダンス含む)の参加状況を記録し、意識・取組状況の把握に努めている。</p> <p style="text-align: right;">【担当:人事厚生課・管理課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 参加状況記録を活用し、未受講者に対して自習を促し、または次回参加を促す等働きかけを行うことができた。</p> |
| <p>2. 交流研究員へのコンプライアンス等意識の向上のための取組【継続】</p> <p>交流研究員へのコンプライアンス意識向上の取組については、従来から受入れ条件として、任期中に知り得た情報漏えいの禁止を徹底しているが、更なる意識向上を図るため、下記の取組を実施する。</p> <p>(1) ガイダンスの実施【受け入れ時】</p> <p>新規受入れ者を対象とした交流研究員ガイダンスを実施し、国総研のコンプライアンスに関する取組を説明する。</p> | <p>・交流研究員入所式において、ガイダンス資料を配布し、説明した。(4月2日つくば 40/40名、横須賀 4/4名)</p> <p>・平成30年度新規採用者及び交流研究員、転入者ガイダンスで周知した。(4月25日つくば交流研究員20/21名、20日横須賀交流研究員4/4名)</p> <p>ガイダンス資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者含む受講対象者全員へ周知した。</p> <p style="text-align: right;">【担当:企画課・企画調整課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 交流研究員に対して、漏れなくコンプライアンスに関する取組を周知し、意識を向上させることができた。</p> <p>○ ガイダンス資料をイントラに掲載したことにより未受講者を含め、コンプライアンスの意識を向上させることができた。</p> <p>○ 複数回実施することで、効果の確実性を高めた。</p> |
| <p>(2) コンプライアンス意識の向上の実施【年度途中】</p> <p>各課・室が行う四半期に1回のコンプライアンスミーティングに原則参加させる。</p> | <p>各所属単位で実施しているコンプライアンス・ミーティングに、交流研究員も参加させており、コンプライアンス意識の向上を図っている。</p> <p style="text-align: right;">【担当:総務課・管理課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 原則参全員参加が定着してきている。</p> |
| <p>(3) 情報に関する注意喚起【終了時】</p> <p>交流研究員修了式において、任期中に知り得た情報漏えいの禁止等について再徹底を図る。</p> | <p>・3月末の平成30年度交流研究員修了式において、徹底を図った。(3月29日つくば40/40名、3月20日横須賀4/4名)</p> <p>・なお、4月2日に実施した交流研究員の入所式においても、任期中に知り得た情報は漏らしてはならない等のコンプライアンス意識について徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">【担当:企画課・企画調整課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 3月末の修了式時のガイダンスにおいて再度、コンプライアンスの周知を行い、コンプライアンスについて再認識させた。</p> <p>○ 修了式に加え、入所式においても情報漏洩の禁止について徹底を図り、効果の確実性が高まった。</p> |

| 推進計画 | 取組状況(最終報告) | 取組状況の評価・効果 |
|--|---|--|
| <p>3. 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底【継続】</p> <p>(1) 入札・契約手続きの見直し</p> <p>コンサルタント業務等の入札・契約手続きについては、地方整備局の動向を踏まえつつ、不正が発生しにくい手続きとして導入した参加表明書と技術提案書を同時提出させる手続きの試行を引き続き実施する。</p> | <p>・参加表明書と技術提案書を同時提出させる簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)の試行については、今年度契約したプロポーザル案件において211件/236件(89%)に適用した。</p> <p>・併せて、設計・積算担当者と業者とが直接接する機会を減らすため、競争参加希望者に対する説明書の交付や参加表明書・技術提案書の提出等の手続きをWeb上で行える電子入札システムにより行うこととするについては、今年度契約した全てのプロポーザル案件(236件)に適用した。</p> <p style="text-align: right;">【担当: 会計課・施設課・管理課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)を採用することとしており、電子入札システムの採用と相まって業者との接触機会が大幅に減少している。</p> |
| <p>(2) 情報管理の徹底</p> <p>技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで、情報漏えいの防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底を図る。また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報の管理を徹底する。</p> | <p>・情報漏洩の防止や不公正な評価の防止のため、技術提案書などの契約手続きに係る審査資料について、入札参加の業者名等のマスキング及び会議後の資料回収を徹底している。</p> <p>・設計・積算担当者を対象に講習会を開催し、情報管理の周知徹底を図っている。 4月27日実施 つくば(設計・積算 67名/31所属) 2月20日実施 横須賀(積算等 55名/13所属) 参加者には部内職員へ資料を配付する等周知するよう指導している。</p> <p style="text-align: right;">【担当: 会計課・施設課・管理課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 業者名のマスキングと入札資料の回収を徹底しており、情報漏洩防止や不公正な評価の防止対策が堅持されている。また、講習会により情報管理の周知徹底が図られていると考えている。</p> |
| <p>4. 公的研究費等の適正な執行の徹底【継続】</p> <p>(1) 国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、所内説明会への出席を必須とし、補助条件・研究者倫理の遵守を徹底する。また、内部監査(年1回)を実施し、適正な執行を図る。</p> | <p>・今年度公的研究費の採択・交付を受けた研究者・事務担当者に対し、所内説明会(8月6日)を実施、適正な執行について徹底した。</p> <p>・内部監査を実施し、適正な執行であることを確認した(つくば:12月11日、横須賀12月19日)。</p> <p style="text-align: right;">【担当: 会計課・企画課・企画調整課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 公的研究費等の適正な執行に係る意識が向上した。</p> |
| <p>(2) 委託研究費についても、不正防止のための検討を進め、適正な執行(支出)を図る。</p> | <p>・不正防止方策を図るため、「国土技術政策総合研究所 研究活動における不正行為への対応に関する規程」を制定し、委託研究の研究代表者に対して適正な執行(支出)について説明するとともに、国総研においても適正な支出の確認を行った。</p> <p>・国総研における適正な支出の確認については、個々の委託研究の契約・承認手続きプロセスにおいて、管理部門および研究部門双方で確認を行った。この際、受託者に対し四半期毎に支出の状況を報告させ、適正な執行がなされているかを確認した。</p> <p style="text-align: right;">【担当: 会計課・企画課・企画調整課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 支出を定期的に確認し、受託者へ指導を行うことにより、適正な執行(支出)を図ることができた。</p> <p>○ 「規程」を制定することにより、研究不正を防止する体制を整備した。</p> |

| 推進計画 | 取組状況(最終報告) | 取組状況の評価・効果 |
|--|--|--|
| <p>5. 情報システム管理の徹底【継続】</p> <p>情報セキュリティ対策の確実な実施のため、所内講習会や標的型メール攻撃訓練等を実施する。また、情報管理の徹底に関する注意喚起や対策等の周知徹底を図る。</p> <p>(1) 情報セキュリティ講習会の実施</p> <p>① 新規採用者、転入者へのガイダンスの実施</p> <p>② 所内職員に向けた講習会の実施</p> <p>(2) 標的型メール攻撃に対する訓練の実施</p> <p>(3) 情報セキュリティの自己点検の実施</p> <p>(4) 情報セキュリティ事案の共有</p> | <p>(1) ① 平成30年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンスにおいて周知した。 (4月25日つくば62/79名、20日横須賀75/108名※) 説明資料をイントラに掲載し、自習できる環境を整え、未受講者へ周知した。 (※横須賀は、職員・非常勤職員・交流研究員全員を対象に実施) ・非常勤職員(新規採用者を含む)に所内ガイダンスを実施した。 (4月16日つくば26/27名、6月8日横須賀23/30名) また、ガイダンス資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、ガイダンス以降に採用となった者へ周知した。</p> <p>② 情報セキュリティに関する講習会を実施した。 つくば→12月17日、21日に実施 34名 外部講師を招き、 ・情報セキュリティに関する基本的な「知識」と「意識」を身につける。 ・当研究所から情報セキュリティ事件・事故の被害者、加害者を出さない。 ・各課室内において情報セキュリティ意識の向上させる。 ために講習会を実施。</p> <p>横須賀→・ID・パスワード管理、情報流出事例、外部電磁的記憶媒体(USBメモリ等)のシステム制限等に関する説明会を実施した。(4月20日職員向け75/108名※、6月8日非常勤職員向け23/30名) ・外部電磁的記憶媒体の取り扱い、登録更新について10月30日部長会議で周知を図った。</p> <p>(2) ・標的型メール攻撃に対する訓練を11月に実施した。(つくば100名、横須賀20名)</p> <p>(3) ・情報セキュリティ対策自己点検を12月に実施した。(全職員対象)</p> <p>(4) ・情報管理の徹底について、メール及びイントラ掲示板を利用して随時所内周知を実施した。 ・情報セキュリティ事案も含め、最近の情報セキュリティに関する動向について、上記(1)に掲げる講習会や会議等にて共有を図った。</p> <p style="text-align: right;">【担当:サイバー官・技術情報課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 情報セキュリティ対策については、行政事務従事者として求められる情報セキュリティに関する基本的な「知識」や「意識」が身につけられた。</p> <p>○ 自己点検の回収率は100%であった。</p> |
| <p>6. 推進計画の取組に対する評価・検証【新規】</p> <p>推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、実施状況をとりまとめ、その評価・検証を行うことにより、次年度以降に継続の可否を含めた実施内容等について検討を行う。</p> | <p>平成30年度の実施状況(最終報告)を3月末時点でとりまとめ、評価・検討を行った。</p> <p style="text-align: right;">【担当:総務課・管理課】</p> | <p>○ 計画どおり実施することができた。</p> <p>○ 平成30年度の実施状況の評価・検証を踏まえ、次年度以降の推進計画に反映させる。</p> |
| <p>7. 推進計画の取組状況の公表【継続】</p> <p>推進本部は、推進計画の実施状況を委員会の了承を得て公表するものとする。公表の方法は、国総研HPに掲載して行うものとする。</p> | <p>・平成30年度推進計画の実施結果を推進本部及びアドバイザー委員会の了承を得て、令和元年7月末までに公表する。</p> <p style="text-align: right;">【担当:総務課】</p> | |